

会 議 録

会議名	第1回街づくり審査会		
事務局	都市部 都市計画課 内線(3123)		
開催日時	平成18年3月16日(木) 午後3時～5時		
開催場所	市役所本庁舎第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	9人 (別紙のとおり)	
	その他	建築総務課長、公園課主幹	
	事務局	都市部長、都市部次長、都市計画課長、都市計画課課長代理	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 一部不可
	傍聴者数	1人	
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長・副会長の選出 2 「街づくり活動推進条例」の概要と街づくり審査会について 3 本市における街づくり活動の状況について 4 その他 		

審 議 経 過

議題1 会長・副会長の選出

会長に野澤康委員を、副会長に辻利夫委員を選出した。

議題2 「街づくり活動推進条例」の概要と街づくり審査会について

議題3 本市における街づくり活動の状況について

議題2・3一括で事務局より説明を行った後、意見交換を行った。

(○は委員の発言、●は事務局の発言)

○財政支援制度があるが、どのように申し込みをするのか。どのような内容の事業に支援するのか。

●市民企画提案型事業補助制度については、新しい制度として、平成17年度9月に18年度事業を対象として募集を行った。具体的な計画書、予算書を市に提出し、その内容を市が審査し、決定する制度である。

パートナーシップ事業助成制度については、団体同士が互いに連携して行う事業について助成するものである。年度当初に、当該年度事業を対象として募集を行い、企画提案会議を開催し、その場で審査を行い決定する制度である。

○申請の窓口は街づくり支援課になるのか。

●2つの助成制度は、都市計画の分野に限定しない全ての分野の事業が対象となるので、パートナーシップ推進課が当初の窓口となり、内容によって各担当課が相談を受けることとしている。

○この条例で、マンション建設計画に対抗できるのか。地区計画に発展するまで、対抗できないのか。街づくり活動推進条例を、もっと強制力のある条例にしないのか。

●街づくり活動推進条例は、マンション建設計画に対抗する条例ではない。具体的な計画が出る前の段階で、自分たちの住む街を考え、話し合いの場として街づくり団体をつくり、地域のルールづくりに取り組んでいただくための条例である。最終的には、計画を担保できる地区計画制度の活用が望まれるが、長期間かかることが多いため、その間の橋渡しの役目を担う制度と位置付ける。

○地域のルールづくりとそれに相反する建築計画とが同時期に審査会に諮られるのではないかと懸念されるが、どんなときに審査会が開催されるのか。

●街づくり計画の協定締結の申出があった時、その内容について審査を行うために、審査会を開催する。協定締結前に具体的な建築や開発の計画が本審査会に諮られることはない。

○都市計画マスタープランは平成11年に策定されている。作成の期間も考慮すると、既に10年以上経過している。マスタープランの見直しはどのように考えているのか。

●都市計画マスタープランについては、合併を契機に、平成18年度から新しい都市計画マスタープランの策定に取り組むこととしている。条例の中で、マスタープランとの整合が必要とされている点については、社会経済状況の変化も踏まえて判断していくものと捉えている。

○補助金及び支援について適切に使われているか等の監査制度はどのようになっているのか。

●市民企画提案型事業補助制度はこれまでの補助金制度を見直す新しい制度として発足したものであり、今後は、街づくり活動に関する補助金の相談に関しては、街づくり支援課が窓口として受け、補助金の使途に値する事業であるかについて事前に審査をするとともに、事後にもその執行をきちんと審査を行うものである。

○マンションに附置されている公園を自治会で行う清掃活動に補助金が出ているようだが、これがアダプト制度なのか。

●街美化アダプト制度は、市民と行政との協働による事業の中で、中心的な取組の一つである。地域の皆様が公園、緑道、道路などの清掃活動等に取り組んでいただくもので、除草、清掃など美化活動に関して市民からの自主的な申出を受けて、活動団体と市との間で合意書を交わし、役割を分担し行っている。例えば、都市公園では、市が場の提供をし、企業が活動団体として花壇をつくり、花植えや水遣りを担う。街区公園などでは、自治会またはこども会などが公園の清掃、遊具の管理・点検等を行い、報告する。市は活動支援費(ゴミ袋、軍手、掃除道具などの購入費を補助)を支給し、報告に基づく施設の修繕を行う。この制度は、地域にある公園を市民が愛情を持って面倒をみることで愛着心が育ち、その結果、利用者がきれいに使うようになるという相乗効果を期待できる制度でもある。

○自治会が住民の高齢化に伴い、崩壊している。自治会を退会し、自治会員が減少し、清掃活動に参加する人が減ったため、活動支援費を受けずに、市に公園管理を任せざることを検討している地区もある。

○自分の街は、自分で守らなくてはならない。これが、街づくりの原点だと思う。人間同士の交流がなくては、いくら基盤整備を行っても良い街にはならない。

○自分の街は自分で守るということが、この条例の精神である。

○テーマ型街づくりの提案については、条例の規定には審査会に諮るとは載っていないが、説明では諮問事項として挙げられていたがどういうことか。

●市民からの貴重な提案について、第三者機関に諮問するべきであるというのが、庁内の意見である。条例には規定していないが、やはり、審査会に諮って、意見をいただきたいと考えている。

○今後もより一層の広報活動が必要と思うが、合併後新市域を含めた今後の街づくり条例のPRはどのように行うのか。諮問するときだけ、審査会が開催されるようだが、定期的に、条例の広報状況や市民の街づくり活動状況の報告を兼ねて、審査会を開催してはどうか。

○確かに、協定締結の段階に達しなくては、審査会に諮問されない。協定締結に至るまでの団体の活動状況について報告する場として、3ヶ月に一度程度開催できないか。

●活動中の街づくり団体の活動取組について本審査会に報告したい。本条例は、問題が発生する前に自発的に地域で街づくり活動に取り組んでいただくためのものであるから、条例の広報活動が大切と認識しており、新年度以降、街づくり支援課において更に検討する予定である。

○市の戦略として、問題の発生しそうな地区に集中的に取り組むことが必要である。

○麻溝台・新磯野地区の区画整理事業について、地権者及び学識経験者などの意見を聴く場を設けているのか。

●麻溝台・新磯野地区の区画整理事業については、地権者が中心となる委員会で検討して策定したタウン計画について、地権者等への説明を行っているところである。これからの相模原市は、パートナーシップにより街づくりを進めるものであり、十分な意見交換を行って推進していく。

○相模原市では、今まで市が先導して街づくりを行ってきた。最近では、市民が関心を持ち、街づくりに取り組んでいる地域も多いので、早期に情報提供を行い、幅広く市民の声を聞いてほしい。アドバイスも行ってほしい。

○本審査会において条例の一部を運用していくのだが、条例改正について意見を述べることはできるか。

●条例に限らず、制度の運用段階で不都合が生じることもあると思う。進めていく上で、条例改正等が必要なときは当然見直すものであり、その際には、本審査会を含め市民からの御意見を頂きたいと考えている。

○都市計画マスタープランの変更スケジュールは。

●平成18年度に都市計画マスタープランの素案を作成する。翌19年度には素案を地域の街づくりを考える会で協議してもらい、平成20年度に策定する目標である。

都市計画マスタープランよりも、もっと良い案が出た場合、都市計画マスタープランにその都度反映していくのか。

●都市計画マスタープランは、20年後の都市の将来像であるので、詳細は定めていないが、社会経済情勢の変化に伴う対応は必要と認識している。また、逐次更新する予定はなく、次回の都市計画マスタープランに反映することとしている。

○街づくり団体の登録数は。

●現在の登録団体は、矢部駅周辺まちづくり市民の会1団体のみである。

○新年度から、街づくり活動推進条例及び本審査会は、街づくり支援課が担当課になるようだが、街づくり支援課の規模や所掌事務は。

●街づくり支援課は、課長以下7名で構成される。所掌する主な事務としては、市民参加の街づくりの支援に関する部分で現在の都市計画課の事務の一部と建築部建築総務課のうち地区計画などに関する事務を統合するものであり、地区計画などを含めた街づくり活動推進条例関係と市街化調整区域の街づくりについてが主なものである。

○街づくりアドバイザーの派遣とあるが、街づくりアドバイザーとはどんな人か。訓練された方または資格のある方なのか。

●専門のコンサルタント等に登録していただく。街づくり活動の内容などを考慮し、ふさわしい専門家を派遣する。市の職員ではない。現在6人の登録があり、今後も募集する。

○街づくり情報コーナーの充実とあるが、現在の街づくり情報コーナーの内容は。

●都市計画に関する図書の閲覧コーナーがある。今後充実させていきたい。

○地域施設に街づくり情報を得られる場所があるか。

●現在は無いが、合併により市が大きくなることに伴い、複数の拠点づくりを検討している。その中にパートナーシップの街づくりを推進するための体制を設ける必要があり、検討している段階である。

○まちかど講座開催や街づくりリーダーの養成とは。

●まちかど講座については、総合学習センターが受付窓口となり、市民から要望のあったテーマについて、その担当の市職員が公民館などで説明し、勉強会を開催するものである。街づくりリーダーの養成については、このまちかど講座やまち歩きを行う事業などを実施し、市民への学習の機会を提供することにより、街づくりに関心を持ち、地域でのリーダーになっていただける方を養成していく必要があると認識し、今後の検討課題と捉えるものである。

○街づくりのリーダーの養成は、重要だが難しい問題である。地権者の権利の調整など、街づくりの推進にはいろいろ難しい側面があり、リーダーだけが詳しく知るのではなく、多くの人に街づくりの制度や課題を認識してもらうための情報提供を行うことの方が大切だ。

議題4 その他

今後の開催については、新年度、街づくり支援課設置後の新体制で行う。

諮問事項に係る案件以外に、団体の結成や活動状況及び法改正の情報提供を行う等、定期的な報告や資料提供の場としていきたい。

相模原市街づくり審査会委員名簿

氏名	区分	役職等	出欠席
野澤 康	学識経験のある者	工学院大学建築都市デザイン学科 教授	出席
三條 和博	学識経験のある者	青山学院大学経済学部 助教授	出席
市古 太郎	学識経験のある者	首都大学東京都市環境学部 研究員	出席
辻 利夫	学識経験のある者	特定非営利活動法人 東京ランポ 事務局長	出席
日比谷時世	市民		出席
森久保和子	市民		出席
渡辺 良一	市民		出席
丸塚 幾男	関係団体の代表	市自治会連合会 会計	出席
浦上 裕史	関係団体の代表	相模原商工会議所 常議員	委嘱式 後退席